

## よくあるご質問

### Q1.「観光関連事業者等応援プロジェクト支援金」とは何ですか

応援プロジェクト支援金は沖縄県が実施する事業で、経済産業省の月次支援金に対する上乘せ事業となります。対象者は、経済産業省の月次支援金を受給した沖縄県内の事業者となります。

ただし、月次支援金を上限額で受給していなければ、当該月の応援プロジェクト支援金は算定式上0となります。詳しくはQ6、Q7、Q8をご一読下さい。

### Q2.追加給付とは何ですか。

緊急事態措置の延長により、観光関連事業者をはじめ、幅広い事業者において外出自粛等による影響が長期化、深刻化している状況を踏まえ、改めて事業継続を支援するため、2回目の給付を行うことになりました。

2回目給付における給付要件や金額の計算方法については変わりません。

12月1日から申請受付を開始しています。

### Q3.申請方法を教えてください。

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金の申請は、事務局ホームページに掲載している専用フォームから申請いただけます。

### Q4.追加給付分について、いつから給付されますか。

追加給付については申請が集中すること等により、給付までに時間を要すると見込んでおり、12月末頃から順次給付を行うこととなる予定です。お待たせし大変恐縮ではございますが、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

### Q5.給付の対象を教えてください。

次のすべての要件を満たす事業者が、支援金の給付対象となります。

①経済産業省が給付する2021年4月から同年10月までの、いずれかの月の月次支援金を受給していること。(※申請には「月次支援金の振込みのお知らせ」の写しが必要になります。)

②沖縄県内に住所を有する個人事業者または沖縄県内に本店を有する法人事業者であること。

③公共交通運行継続支援金※1及び酒類販売事業者支援金※2を受給していないこと

※1 沖縄県では、一般常用旅客自動車運送事業等の許可を受け、沖縄県内に事業者を有している事業者に対して、運行継続のための支援を行っています。

※2 沖縄県では、酒類販売事業者及び酒類製造事業者に対して、応援プロジェクト支援金とは別の支援を行っています。

### Q6.給付額はいくらですか。

1回の給付につき、個人、法人別の上限額は以下のとおりです。

【個人事業者】上限10万円

【法人事業者】

①基準月※の売上が300万円以下であれば上限20万円

②基準月※の売上が300万円を超える場合は上限30万円

なお、基準月と対象月※の売上減少額が個人事業者で10万円1千円以下、法人事業者(基準月の売上が300万円以下)で20万円1千円以下の場合、算定式上給付額は0円となります。詳しくはQ7をご覧ください。

※基準月とは、2019年または2020年の4月から同年10月のいずれかの月をいう。以下同じ。

※対象月とは、2021年4月から同年10月の基準月と同月の月をいう。以下同じ。

### Q7.給付額の算定式について教えてください。

次の計算式で給付額を算定します。

個人事業者：基準月の売上－対象月の売上－10万円

法人事業者：

(基準月の売上が300万円以下の場合)基準月の売上－対象月の売上－20万円

(基準月の売上が300万円を超える場合)基準月の売上×20÷300

なお、月次支援金の申請時に、基準月の売上を白色申告で行った場合、また新規開業など各特例で申請した場合は、基準月の売上は別途申請受付要項に定める方法で計算しますのでご確認ください。

(※支援金額は100円以下切り捨て、1000単位です。)

## Q8. 給付額についての留意点がありますか。

### 【個人事業者】

基準月と対象月との差額(基準月の売上－対象月の売上) が少なくとも10万1千円以上無ければ、観光関連事業者等応援プロジェクト支援金は算定式上、ゼロとなるため、給付されません。

### 【基準月の売上が300万円以下の法人事業者】

基準月と対象月との差額が20万1千円以上無ければ、観光関連事業者等応援プロジェクト支援金は算定式上、ゼロとなるため、給付されません。

なお、支援金の上限額に満たない給付の場合、選択する月によって給付額に差額が生じますが、一度申請した月を後から変更することは出来ませんので、申請にあたっては十分ご検討下さい。

## Q9. 観光関連事業者等応援プロジェクト支援金も月次支援金と同様に毎月給付されますか。

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金は月次支援金と違い、追加給付を含めて2回(2月分)までの給付となります。月次支援金を上限額で2か月以上受給していれば給付対象となります。なお、申請にあたっては月次支援金を上限額で受給した4月から同年10月のうち、**異なる二月を選択**する必要があります。

## Q10. 電子申請のサポートについて

サポートの実施方法については対応方法を検討しています。決定しましたら改めて本サイト等にてお知らせいたします。

## Q11. 申請書類は、どのような書類が必要となりますか。

### 【個人事業者】

①「月次支援金の振込みのお知らせ」通知の表及び中面の写し(申請月毎のもの。)

※「月次支援金の振込みのお知らせ」通知を紛失するなど、やむを得ない場合は、「月次支援金マイページ」の登録情報及び申請情報画面の写し。なお、事務局が追加で書類求める場合があります。

②口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し※

※口座番号及び名義人氏名(フリガナ含む)が確認できる箇所

③本人確認書類の写し(申請日において有効期限内のもの。2回目申請で住所の変更が無い場合は省略可。)

※以下のいずれかの書類の写し

(運転免許証(両面)、マイナンバーカード(裏面は不要)、写真付き住民基本台帳カード(裏面は不要)、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民票(申請日において発行より3か月以内)及びパスポート、住民票(申請日において発行より3か月以内)及び各種健康保険証)

④売上の減少が確認できる書類(月次支援金申請時に提出した基準年の確定申告書等及び対象月の売上台帳等。申請月毎のもの。)

### 【法人事業者】

①「月次支援金の振込みのお知らせ」通知の表及び中面の写し(申請月毎のもの)

※「月次支援金の振込みのお知らせ」通知を紛失したなど、やむを得ない場合は、「月次支援金マイページ」の登録情報及び申請情報画面の写し。なお、事務局が追加で書類求める場合があります。

②口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し

※口座番号及び名義人氏名(フリガナ含む)が確認できる箇所

③履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書(申請日において発行から3か月以内のもの。2回目申請で本店所在地の変更が無い場合は省略可。)

④売上の減少が確認できる書類(月次支援金申請時に提出した基準年の確定申告書等及び対象月の売上台帳等。申請月毎のもの。)

## Q12. 月次支援金を受給していないけど、申請はできますか。

申しございませんが、月次支援金を受給していることが給付要件となっております。月次支援金を受給された後に応援プロジェクト支援金を申請いただきますようお願いいたします。

### Q13. 月次支援金とは、なんですか。

月次支援金は、国(経済産業省)の給付金で、令和3年4月以降に発令された、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の影響を受けて、売上が50%以上減少した事業者を対象に、個人事業者であれば上限 10万円、法人事業者であれば上限20万円を月毎に給付するものです。詳しくは、月次支援金の相談窓口にてお問合せください。

※月次支援金相談窓口 TEL.0120-211-240

### Q14. 申請状況の確認をしたいのですが、出来ますか。

ご自身でのご確認をお願いしております。確認方法は次の通りです。

①申請状況の照会ページを開いてください

※申請状況照会ページは、申請入力フォーム1の4番目にあります。

②お控えいただいている 受付番号 を入力して照会ボタンを押してください。

③『K02-』から始まる『受付番号』を入力してください。